

森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書（平成 29 年 3 月 30 日付け 28 林整計第 380 号林野庁長官通知）
一部改正新旧対照表

(下線部は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>第 1 編 地質調査業務標準仕様書</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>第 1113 条 業務計画書</p> <p>1 (略)</p> <p>2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。 (1)～(10) (略)</p> <p>(11) その他</p> <p><u>ア (2) 実施方針又は(11)その他には、第 1132 条 個人情報の取扱い、第 1133 条 安全等の確保及び第 1137 条 行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。</u></p> <p><u>イ (4) 業務組織計画には、業務（再委託する業務を含む。）に従事する全ての技術者を記載するものとする。</u></p> <p><u>ウ 業務計画書に記載する管理技術者については、受注者が提出した参加表明書及び技術提案書に記載した予定管理技術者でなければならない。</u></p> <p><u>エ 受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、業務計画書に照査技術者及び照査計画について記載するものとする。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>第 2 編 測量業務等標準仕様書</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>第 2113 条 業務計画書</p> <p>1 (略)</p> <p>2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。 (1)～(9) (略)</p> <p>(10) その他</p> <p><u>ア (2) 実施方針又は(10)その他には、第 2133 条安全等の確保、第 2137 条個人情報の取扱い及び第 2138 条 行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。</u></p> <p><u>イ (4) 業務組織計画には、業務（再委託する業務を含む。）に従事する全ての技術者を記載するものとする。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>第 3 編 設計業務等標準仕様書</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>第 3111 条 業務計画書</p> <p>1 (略)</p> <p>2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。 (1)～(10) (略)</p> <p>(11) その他</p>	<p>第 1 編 地質調査業務標準仕様書</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>第 1113 条 業務計画書</p> <p>1 (略)</p> <p>2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。 (1)～(10) (略)</p> <p>(11) その他</p> <p>業務計画書に記載する主任技術者については、受注者が提出した参加表明書及び技術提案書に記載した予定主任技術者でなければならない。また、受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、業務計画書に照査技術者及び照査計画について記載するものとする。</p> <p><u>(2) 実施方針又は(11)その他には、第 1132 条 個人情報の取扱い、第 1133 条 安全等の確保及び第 1137 条行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。</u> (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第 2 編 測量業務等標準仕様書</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>第 2113 条 業務計画書</p> <p>1 (略)</p> <p>2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。 (1)～(9) (略)</p> <p>(10) その他</p> <p><u>(2) 実施方針又は(10)その他には、第 2133 条安全等の確保、第 2137 条個人情報の取扱い及び第 2138 条行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。</u> (新設)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第 3 編 設計業務等標準仕様書</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>第 3111 条 業務計画書</p> <p>1 (略)</p> <p>2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。 (1)～(10) (略)</p> <p>(11) その他</p>

<p><u>ア (2) 実施方針又は(11)その他には、第 3130 条 個人情報の取扱い、第 3131 条 安全等の確保及び第 3135 条 行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。</u></p> <p><u>イ (4) 業務組織計画には、業務（再委託する業務を含む。）に従事する全ての技術者を記載するものとする。</u></p> <p><u>ウ 土地への立ち入り等を実施する場合には、地元関係者等から業務に関する質疑等の応答を求められた時の対応及び連絡体制を記載するものとする。</u></p> <p><u>エ 受注者は、設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、業務計画書に照査技術者及び照査計画について記載するものとする。</u></p> <p>3・4 (略)</p>	<p><u>(2) 実施方針又は(11)その他には、第 3130 条個人情報の取扱い、第 3131 条安全等の確保及び第 3135 条行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。</u></p> <p><u>また、土地への立ち入り等を実施する場合には、地元関係者等から業務に関する質疑等の応答を求められた時の対応及び連絡体制を記載するものとする。</u></p> <p><u>なお、受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、業務計画書に照査技術者及び照査計画について記載するものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>3・4 (略)</p>
---	--

附 則 この通知は、令和 8 年 1 月 27 日から適用する。